

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(補足-320-2 燃料取扱設備，新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する補足説明資料)

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>補足-320-2【燃料取扱設備，新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する補足説明資料】</p> <p>補足説明資料目次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 小規模漏えい時の沸騰状態における実効増倍率について………1-1</p> <p>2. 未臨界性評価における計算体系設定の考え方………2-1</p> <p>3. 大規模漏えい時の未臨界性評価における水密度を一様に変化させることの妥当性………3-1</p> <p>4. 未臨界性評価の条件………4-1</p> <p>5. 未臨界性評価における不確定性………5-1</p> <p>別添1 ラックセル中のボロンの減損割合の評価………別1-1</p>	<p>・表現の相違</p> <p>・設置(変更)許可における設計方針の差異による(保守的に鉛直方向を無限長さとした評価を実施)</p> <p>・東京電力は, 2. の項目がないが, 図3-6「未臨界性評価の計算体系のイメージ図」にて同等の説明をしている</p> <p>・東京電力は, 2. の項目がないため, 附番の相違がある(以下省略)</p>